

## 8

## 感染症

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力が弱く、日常生活においては、性行為以外で感染することはありません。また、治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染します。感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほかに普段の生活の中で感染することはありません。

しかし、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者、その家族等も少なくありません。

令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行された新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生しました。このような状況を踏まえ、令和3年2月、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」に患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。

政府は、感染症に関連する偏見や差別をなくすため、感染症についての正しい知識の普及啓発を行っています。

法務省の人権擁護機関でも、感染症に関連する偏見や差別をなくすために、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画「「誰か」のことじゃない。」

■ 疾病患者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	15	44	68	49	24

